電子提供措置の開始日 2025年２月３日

第13期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

【事業報告】
企業集団の現況に関する事項
　主要な事業内容
　主要な営業所
　従業員の状況
　主要な借入先の状況
会社の株式に関する事項
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針
その他会社の状況に関する重要な事項
【連結計算書類】
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
【計算書類】
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
【監査報告書】
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

note株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

企業集団の現況に関する事項

■ 主要な事業内容（2024年11月30日現在）

事　業	事　業　内　容
メディアプラットフォーム事業	・デジタルコンテンツプラットフォーム「note」の運営 ・法人向け情報発信SaaS「note pro」の運営 ・「note」上での企業協賛型コンテストの実施
IP・コンテンツクリエーション事業	・クリエイターの企画や作品のエージェント、コンテンツ制作・販売、外部企業からの企画・コンテンツ制作受託

■ 主要な営業所（2024年11月30日現在）

①当社

本　社	東京都千代田区

②子会社

note AI creative㈱	東京都千代田区
Tales & Co.㈱	東京都千代田区

■ 従業員の状況（2024年11月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
151名	－

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含んでおりません。
第13期より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	15名減	37.7歳	3.7年

（注）従業員数は就業員数（子会社等への出向者は除く）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含んでおりません。

■ 主要な借入先の状況（2024年11月30日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社日本政策金融公庫	80,000千円

会社の株式に関する事項（2024年11月30日現在）

■ 発行可能株式総数　54,591,600株
■ 発行済株式数　15,390,500株　（自己株式123株を含む。）
■ 株主数　7,341名
■ 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率
加藤貞顕	5,637,000	36.63%
株式会社日本経済新聞社	991,000	6.44%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	970,000	6.30%
株式会社SBI証券	499,500	3.25%
株式会社テレビ東京ホールディングス	410,000	2.66%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	358,300	2.33%
楽天証券株式会社	329,100	2.14%
株式会社マイナビ	297,300	1.93%
株式会社イード	277,700	1.80%
DAIWA CM SINGAPORE LTD	255,000	1.66%

（注）持株比率は、自己株式（123株）を発行済株式の総数から控除して算出しております。

■ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項（2024年11月30日時点）

■ 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 （付与決議日）	第５回 新株予約権 （2017年10月６日）	第７回 新株予約権 （2018年12月21日）	第10回 新株予約権 （2021年４月９日）
新株予約権の数	900個	606個	1,000個
保有者数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	１名	１名	２名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 90,000株	普通株式 60,600株	普通株式 100,000株
新株予約権１個あたりの発行価額	無償	無償	無償
新株予約権１個あたりの行使価額	18,000円 （１株あたり180円）	30,400円 （１株あたり304円）	55,200円 （１株あたり552円）
新株予約権の行使期間	2019年10月７日から 2027年10月６日まで	2020年12月22日から 2028年12月21日まで	2023年４月11日から 2031年４月９日まで
新株予約権の主な行使条件	（注） 2	（注） 2	（注） 2

（注） １．当社は、2021年７月８日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割、2022年９月６日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っており、「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権１個あたりの行使価額」を調整しております。

２．新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

①当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員若しくは社外協力者の地位にあることを要する。

③本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

⑤その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

■ 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

名称 (付与決議日)		第14回新株予約権 (2023年11月22日)	第15回新株予約権 (2024年11月８日)
新株予約権の数		1,425個	930個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　142,500株	普通株式　93,000株
新株予約権１個あたりの発行価額		無償	無償
新株予約権１個あたりの行使価額		65,600円 (１株あたり656円)	100円 (１株あたり１円)
新株予約権の行使期間		2025年11月23日から 2033年11月22日まで	2025年５月31日から 2030年５月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)
使用人等への交付状況	当社従業員	新株予約権の数　1,425個 目的となる株式数　142,500株 交付者数　16名	新株予約権の数　630個 目的となる株式数　630,000株 交付者数　13名
	子会社取締役	―	新株予約権の数　300個 目的となる株式数　300,000株 交付者数　1名

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員若しくは社外協力者の地位にあることを要する。

②本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

④その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

■ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

■ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

■ 報酬等の額

当事業年度にかかる会計監査人の報酬の額	27,840千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,840千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

■ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

■ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■ 取締役会における決議の内容の概要

当社におきましては、事業活動における適正な内部統制を構築することを目的とし、2020年３月13日開催の定時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の制定の決議をしております。経営トップからの経営の基本方針の発信や、コンプライアンス委員会を基軸にした社員教育の強化、コーポレート・ガバナンスにおける健全な企業風土の強化に努めることとしており、主な内容については以下の通りです。

①取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。

ロ．取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

ハ．取締役会は、取締役会規程、職務権限規程その他の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。

ニ．監査等委員会は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、取締役会に対して改善策の策定を求めるものとする。

ホ．法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備する。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないことを明文化し、適正に対応する。

ヘ．コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。

ト．業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

③損失の危険管理に関する規程その他の体制

イ．自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。

ロ．リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備、見直しを行う。

ハ．事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月 1 回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行う。

ロ．取締役会に付議される事項については、業務執行取締役、執行役員その他当社が必要と認めた者が参加する経営チームにおいて事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。

ハ．事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

ニ．業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる。

ロ．当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑥当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員への報告をするための体制

a. 監査等委員である取締役を除く取締役及び従業員は、当社に重大な法令違反、定款違反、コンプライアンス上の問題や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要な事項があるときは、速やかに監査等委員へ報告する

ロ．当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制を整備する。

⑦上記６号の当社の監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いをうけないことを確保する体制

イ．上記６号の報告をした取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員である各取締役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査等委員である各取締役から報告を求められた取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。

ロ．監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。

ハ．監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行う。

ニ．監査等委員である各取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である各取締役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨財務報告の基本方針

イ．財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。

ロ．財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

ハ．財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

⑩当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．　当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備する。

ロ．　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。

ハ．　当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

二．　当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。

■ 運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下の通りです。

①取締役の職務執行について

取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定など、経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析・評価とともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。

②監査等委員会の職務執行について

監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、各監査等委員が重要な社内会議に出席することなどにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を実施しております。

③当社における業務の適正の確保について

社内規程に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握するなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、内部監査の結果を代表取締役CEO、取締役会及び監査等委員に報告を行いました。

④コンプライアンス・リスク管理について

イ．リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。

ロ．社内の通報体制の窓口を整備し、全ての取締役及び使用人に対し周知を図るとともに、通報される事案に対応することとしております。

ハ．プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っております。

ニ．取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をし、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力との取引排除に向けた取り組みを実施しております。

会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、現在成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図りながら、事業規模の拡大や収益力の強化に向けた投資を優先的に行うことが、企業価値の最大化と株主への継続的な利益還元につながると考えております。そのため、現時点では配当を行っておりませんが、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、将来的には内部留保とのバランスや各事業年度の財政状態及び経営成績等を勘案しつつ、配当の実施を検討してまいる方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定です。内部留保金は、さらなる事業強化に向けた投資のための資金として有効に活用してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定は株主総会を通じて行います。また、当社の定款には取締役会決議による中間配当が可能である旨が定められております。

その他会社の状況に関する重要な事項

当連結会計年度において、2023年12月８日付けで、子会社note AI creative㈱（当社の出資比率100%）を設立しました。また、2024年５月24日付けで、子会社Tales & Co.㈱（当社の出資比率100%）を設立しました。

連結株主資本等変動計算書

自　2023年12月 1 日
至　2024年11月30日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,966,687	△414,843	－	1,561,844
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	20,964	20,964			41,929
親会社株主に帰属する当期純利益			98,939		98,939
自己株式の取得				△69	△69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	20,964	20,964	98,939	△69	140,799
当期末残高	30,964	1,987,652	△315,903	△69	1,702,643

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	－	1,561,844
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		41,929
親会社株主に帰属する当期純利益		98,939
自己株式の取得		△69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,520	19,520
連結会計年度中の変動額合計	19,520	160,319
当期末残高	19,520	1,722,164

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　2社

主要な連結子会社の名称

note AI creative株式会社、Tales & Co.株式会社

なお、note AI creative株式会社、Tales & Co.株式会社については、新規設立に伴い連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含めることといたしました。

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

（4）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法を採用しております。

但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具、器具及び備品　　4年

③ 重要な繰延資産の会計処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（5）重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

（メディアプラットフォーム事業）

①note

noteの当社グループの主な履行義務は、クリエイターに対し、「note」を通じてサービス利用者へデジタルコンテンツを販売できるプラットフォームサービスを提供することです。クリエイターが「note」に投稿した有料コンテンツをサービス利用者が購読・利用した場合、当該コンテンツ代金から一定の料率に基づくサービス利用料を収受しております。

メンバーシップや定期講読マガジン等のサブスクリプション型のサービスにおいては、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。それ以外の有料コンテンツについては、コンテンツが購入されたときに履行義務が充足されるため、当該タイミングで収益を認識しております。

②note pro

note proの当社グループの主な履行義務は、契約期間を通じて法人向け情報発信メディアSaaSの「note pro」サービスを提供することです。サブスクリプション型のサービスであり、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

③法人向けサービス

法人向けサービスでは、主にコンテストとイベント運営を行っております。

コンテストの当社グループの主な履行義務は顧客から依頼を受け、「note」上におけるコンテストを企画・開催することです。コンテストは、コンテストが終了し契約に定められた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、顧客への実施結果報告などが完了した時点で収益を認識しております。

イベントの当社グループの主な履行義務は顧客へのイベントスペースの提供や、顧客から依頼をうけクリエイターとの共催イベントを企画・開催することです。イベントは、イベント実施をもって履行義務が充足されるため、実施完了をもって収益を認識しております。

(IP・コンテンツクリエーション事業)

当社グループの主な履行義務は、クリエイターとともにコンテンツを制作し、メディア企業等の顧客へ納品をすることです。当該事業は、顧客への納品が完了し、納品物が検収された時点で履行義務が充足されるため、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、いずれの取引も対価については、履行義務の充足時点から概ね１ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

２．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

（１）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　26,590千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類に応じて、翌連結会計年度の事業計画を基礎として見積もった一時差異等加減算前課税所得の見積額、翌連結会計年度の一時差異等のスケジューリングの結果等に基づき、回収可能と判断した繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、主として取締役会の承認を得た事業計画に基づいて過去の達成状況等を考慮し所定の調整を行い見積もっております。

当該見積りの主要な仮定は、サービス種類別の売上高の成長見込みであります。売上高の成長見込みについては、過去の実績も踏まえながら、noteの流通総額の成長率、note pro契約数の増加見込み等に基づき、見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、当社グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1） 有形固定資産の減価償却累計額　　32,165千円

（2）当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次の通りです。

当座貸越契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,200,000千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　15,390,500株

（2）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

（3）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　1,089,500株

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は普通預金で保有し、資金調達については銀行借入や増資による方針です。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。なお、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は本社オフィス及びイベントスペースの利用契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等及び預り金は、それぞれ１年以内の支払期日です。長期借入金は、運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。また、主に変動金利による資金調達を行っており、これらは金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況により借入期間内における当該リスクは僅少であると認識しております。返済日は、決算日後１年以内です。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

社内規程に従い、営業債権について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、定期的に主要な顧客にかかる情報収集を行って、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、リスクの軽減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に把握・資金繰り計画を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
敷金及び保証金（※2）	57,306	56,056	△1,249
資産計	57,306	56,056	△1,249
長期借入金（※3）	80,000	80,033	33
負債計	80,000	80.033	33

（※1）現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高です。

（※3）長期借入金はすべて1年内返済予定の長期借入金です。

（注）1．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	2,154,912	－	－	－
売掛金	195,711	－	－	－
未収入金	1,209,473	－	－	－
敷金及び保証金	9,460	47,846	－	－
合計	3,569,557	47,846	－	－

（注）2．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	80,000	－	－	－	－	－
合計	80,000	－	－	－	－	－

（※）長期借入金はすべて1年内返済予定の長期借入金です。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	56,056	－	56,056
資産計	－	56,056	－	56,056
長期借入金	－	80,033	－	80,033
負債計	－	80,033	－	80,033

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した利用契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル２に分類しております。

長期借入金（すべて１年内返済予定の長期借入金）

長期借入金の時価は、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル２に分類しております。また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

6．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	メディアプラットフォーム事業	IP・コンテンツクリエーション事業	合計
note	2,680,777	－	2,680,777
note pro	514,857	－	514,857
法人向けサービス	81,506	－	81,506
その他	21,464	13,642	35,107
顧客との契約から生じる収益（合計）	3,298,606	13,642	3,312,248
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	3,298,606	13,642	3,312,248

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　（5）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	177,580
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	195,711
契約負債(期首残高)	108,491
契約負債(期末残高)	145,199

(注) 契約負債は、主にnote proサービスを利用する顧客からの前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は108,491千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りです。

なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
１年以内	11,215
１年超２年以内	11,215
２年超３年以内	3,738
合計	26,169

7．１株当たり情報に関する注記

（１）　１株当たり純資産額　　110円63銭

（２）　１株当たり当期純利益　　6円44銭

8．重要な後発事象に関する注記

（資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式の発行）

当社は、2025年１月14日開催の取締役会において、Google International LLC（以下「Google社」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を実施する契約を締結すること、また本資本業務提携に基づきGoogle社を割当予定先とする第三者割当による新株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）を決議しました。

また、当社は同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

１．本資本業務提携の概要

当社はこれまで、Google社の提供するソリューションの活用やイベント開催及び登壇（スマホ写真イベント、Google for Japan等）などの関係性がありました。このような関係性の中で、2024年４月ごろから両者が生成AI関連事業での連携について模索を始め、本資本業務提携の締結に至りました。

当社は、この提携により、我々のミッションを実現するための経営計画の重要な一環として、AI技術を活用した新たなサービス開発を促進し、さらなる成長の機会を広げることを意図しております。

２．本資本業務提携の内容

（１）業務提携の内容

本資本業務提携を通じて、当社とGoogle社との間で協業等を企図している事項は、以下の通りです。なお、Google社が行う事業には当社グループの事業と隣接する分野の事業が含まれていますが、本資本業務提携は両者の事業を制約するものではありません。

① noteプラットフォーム上でのAI機能開発に関する連携

② クリエイティブ領域での生成AIに関する開発

これらの協業により、Google社は日本有数のクリエイターコミュニティを通じた日本のクリエイターエコノミー市場での認知度向上、noteはAI技術を活用した文章生成・編集支援ツールなどのプラットフォーム機能の強化及びユーザー体験の向上を実現します。

（2）資本提携の内容

上記取り組みを推進するにあたり、割当予定先に対する第三者割当増資を実施することといたしました。当社の手元資金については、既存事業の成長加速に向けた投資（プロダクト開発や人材採用等）に充当する計画としており、本資本業務提携における生成AI技術を活用した新たな取り組みを推進するためには、追加の資金調達が必要となります。そのため、このたびの第三者割当増資による資金調達を決定いたしました。

3．本第三者割当の概要

(1) 払込期日	2025年１月29日
(2) 発行新株式数	普通株式　984,200 株
(3) 発行価額	発行価額　１株につき508円
(4) 資金調達の額	489,973,600円（差引手取概算額）
(5) 資本組入額	資本組入額　１株につき254円 資本組入額の総額　249,986,800円
(6) 割当方法	第三者割当の方法により、以下の通り割当てました。 Google社　984,200株
(7) 手取り金の使途	生成AI技術の活用を含む既存事業(メディアプラットフォーム事業)の強化及び新規事業に関する研究開発及び成長資金

(資本金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は2025年１月21日の取締役会において、2025年２月24日開催の第13期定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議しました。

1．資本金の額の減少の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填して財務内容の健全化を図るとともに、税負担の軽減や今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第447条第１項の規定に基づく資本金の減少及びその効力発生を条件とした会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うものです。

2．資本金の額の減少の内容

2025年１月21日時点の資本金の額31,864,800円に2025年1月29日実施予定の第三者割当増資による資本金増加額249,986,800円を加えた281,851,600円のうち、271,851,600円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円とします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

3．資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額271,851,600円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4．剰余金の処分の内容

資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金307,058,347円を減少して同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

5．資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日	2025年１月21日	
(2) 株主総会決議日	2025年２月24日	
(3) 債権者異議申述公告日	2025年２月26日	(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2025年３月26日	(予定)
(5) 効力発生日	2025年４月２日	(予定)

（第16回新株予約権（無償ストックオプション）の発行）

当社は2025年１月14日開催の取締役会において、当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき、決議しました。

なお本事項の内容につきましては、2024年２月24日開催の第13期定時株主総会において、第４号議案「取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件」が承認可決されることを条件としております。

１．本新株予約権発行の目的

当社取締役の株価上昇及び中長期的な業績向上に対する意識を一層高め、株主価値の増大を図ることを目的として、当社の取締役に対して新株予約権を発行するものです。

２．本新株予約権の概要

第16回新株予約権

新株予約権の割当日	2025年２月24日
新株予約権の数	400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　40,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額(円)	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに目的株式数を乗じた金額
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額	会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額
新株予約権の割当対象者	当社取締役２名
新株予約権の行使期間	2025年５月31日から 2030年５月30日まで

（注）本新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員若しくは社外協力者の地位にあることを要する。

②本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

④その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

貸借対照表

2024年11月30日現在

（単位：千円）

科目	金額	
	第13期（2024年11月30日現在）	（ご参考）第12期（2023年11月30日現在）
資産の部		
流動資産	**3,590,542**	**3,242,095**
現金及び預金	2,080,783	1,988,208
売掛金	188,441	177,580
仕掛品	612	284
前払費用	94,444	71,527
未収入金	1,212,103	1,002,693
その他	14,156	1,801
固定資産	**177,615**	**70,693**
有形固定資産	**10,311**	**18,336**
建物	925	1,541
工具、器具及び備品	9,386	16,794
投資その他の資産	**167,304**	**52,356**
関係会社株式	80,000	－
繰延税金資産	26,489	－
敷金及び保証金	60,814	52,356
資産合計	3,768,157	3,312,789

科目	金額	
	第13期（2024年11月30日現在）	（ご参考）第12期（2023年11月30日現在）
負債の部		
流動負債	**2,037,148**	**1,670,944**
買掛金	305	929
1年内返済予定の長期借入金	80,000	80,000
未払金	111,708	97,584
未払費用	38,243	26,933
未払法人税等	2,290	2,495
契約負債	145,199	108,491
預り金	1,575,376	1,295,858
その他	84,024	58,652
固定負債	**－**	**80,000**
長期借入金	－	80,000
負債合計	2,037,148	1,750,944
純資産の部		
株主資本	**1,711,488**	**1,561,844**
資本金	**30,964**	**10,000**
資本剰余金	**1,987,652**	**1,966,687**
資本準備金	1,535,504	1,514,539
その他資本剰余金	452,148	452,148
利益剰余金	**△307,058**	**△414,843**
その他利益剰余金	△307,058	△414,843
繰越利益剰余金	△307,058	△414,843
自己株式	**△69**	**－**
新株予約権	**19,520**	**－**
純資産合計	1,731,009	1,561,844
負債及び純資産合計	3,768,157	3,312,789

損益計算書

自　2023年12月 1 日
至　2024年11月30日

（単位：千円）

科目	金額	
	第13期	（ご参考）第12期
売上高	3,295,106	2,777,125
売上原価	193,431	209,850
売上総利益	3,101,675	2,567,274
販売費及び一般管理費	3,047,537	2,947,496
営業利益または営業損失（△）	54,138	△380,222
営業外収益	40,033	11,725
受取利息	164	18
違約金収入	30,417	7,732
経営指導料	4,971	－
その他	4,479	3,975
営業外費用	11,557	44,891
支払利息	685	758
為替差損	10,734	6,406
事務所移転費用	－	29,887
上場関連費用	－	7,838
その他	137	－
経常利益又は経常損失（△）	82,613	△413,388
特別利益	971	1,039
固定資産売却益	971	1,039
特別損失	－	0
固定資産除却損	－	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	83,585	△412,348
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,495
法人税等調整額	△26,489	－
当期純利益又は当期純損失（△）	107,785	△414,843

株主資本等変動計算書

自　2023年12月 1 日
至　2024年11月30日

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000	1,514,539	452,148	1,966,687
当期変動額				
新株の発行	20,964	20,964		20,964
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	20,964	20,964	－	20,964
当期末残高	30,964	1,535,504	452,148	1,987,652

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	△414,843	△414,843	－	1,561,844	－	1,561,844
当期変動額						
新株の発行				41,929		41,929
当期純利益	107,785	107,785		107,785		107,785
自己株式の取得			△69	△69		△69
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					19,520	19,520
当期変動額合計	107,785	107,785	△69	149,644	19,520	169,165
当期末残高	△307,058	△307,058	△69	1,711,488	19,520	1,731,009

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記等

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法を採用しております。
但し、建物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
工具、器具及び備品　　４年

（3）繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

（4）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（5）収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

①note

noteの当社の主な履行義務は、クリエイターに対し、「note」を通じてサービス利用者へデジタルコンテンツを販売できるプラットフォームサービスを提供することです。クリエイターが「note」に投稿した有料コンテンツをサービス利用者が購読・利用した場合、当該コンテンツ代金から一定の料率に基づくサービス利用料を収受しております。

メンバーシップや定期講読マガジン等のサブスクリプション型のサービスにおいては、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。それ以外の有料コンテンツについては、コンテンツが購入されたときに履行義務が充足されるため、当該タイミングで収益を認識しております。

②note pro

note proの当社の主な履行義務は、契約期間を通じて法人向け情報発信メディアSaaSの「note pro」サービスを提供することです。サブスクリプション型のサービスであり、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

③法人向けサービス

法人向けサービスでは、主にコンテストとイベント運営を行っております。

コンテストの当社の主な履行義務は顧客から依頼を受け、「note」上におけるコンテストを企画・開催することです。コンテストは、コンテストが終了し契約に定められた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、顧客への実施結果報告などが完了した時点で収益を認識しております。

イベントの当社の主な履行義務は顧客へのイベントスペースの提供や、顧客から依頼を受けクリエイターとの共催イベントを企画・開催することです。イベントは、イベント実施をもって履行義務が充足されるため、実施完了をもって収益を認識しております。

なお、いずれの取引も対価については、履行義務の充足時点から概ね１ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

２．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　26,489千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

連結注記表の「２．会計上の見積りに関する注記　繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

3．貸借対照表に関する注記

（1） 有形固定資産の減価償却累計額　　32,165千円

（2）当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次の通りです。

当座貸越契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,200,000千円

（3）関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りです。

金銭債権	3,236千円
金銭債務	3,300千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費	57,961千円
営業取引以外の取引による取引高	4,971千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　　123株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減価償却超過額	152,108	千円
税務上の繰越欠損金	730,047	〃
その他	11,899	〃
繰延税金資産小計	894,055	〃
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 730,047	〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 137,517	〃
評価性引当額小計	△ 867,565	〃
繰延税金資産合計	26,489	〃
繰延税金資産純額	26,489	〃

7．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Tales&Co.株式会社	東京都千代田区	コンテンツ制作・販売等	所有直接100%	役員の兼任設立出資	出資の引受	50,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものです。

（2）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	鹿島　幸裕	－	当社取締役	被所有直接0.25	－	新株予約権の権利行使（注）	11,977	－	－

（注）2018年12月21日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）　1株当たり純資産額　　111円21銭

（2）　1株当たり当期純利益　　7円02銭

１０．重要な後発事象に関する注記

（資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式の発行）

連結注記表「８．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（資本金の額の減少及び剰余金の処分）

連結注記表「８．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（第16回新株予約権（無償ストックオプション）の発行）

連結注記表「８．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２５年1月２１日

ｎ ｏ ｔ ｅ 株 式 会 社
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢 部　　直 哉

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中　　計 士

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、note株式会社の２０２３年１２月１日から２０２４年１１月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、note株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２５年1月２１日

ｎ ｏ ｔ ｅ 株 式 会 社
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　矢部　　直哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　田中　　計士

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、note株式会社の２０２３年１２月１日から２０２４年１１月３０日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年12月１日から2024年11月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年１月21日

note株式会社　監査等委員会

常勤社外監査等委員　田邉美智子　印

社外監査等委員　水野　祐　印

社外監査等委員　竹川美奈子　印

（注）常勤監査等委員田邉美智子、監査等委員水野祐及び竹川美奈子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上